

議案第 9 号

羽曳野市障害者施策推進審議会条例の制定について

羽曳野市障害者施策推進審議会条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、羽曳野市障害者施策推進審議会の設置に関して必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。